

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	2		26,520	10,576 (3.30)				37,096	5,474	42,570	
	議 員	37	344,186		137,234 (3.30)				481,420	47,654	529,074	
	その他の 特 別 職	54	42,075	32,254	12,514	125		247	87,215	8,419	95,634	
	計	93	386,261	58,774	160,324	125		247	605,731	61,547	667,278	
前年度	長 等	2		26,520	10,415 (3.25)				36,935	5,397	42,332	
	議 員	37	344,186		135,155 (3.25)				479,341	49,551	528,892	
	その他の 特 別 職	54	44,785	32,073	12,201	120		247	89,426	8,203	97,629	
	計	93	388,971	58,593	157,771	120		247	605,702	63,151	668,853	
比 較	長 等				161				161	77	238	
	議 員				2,079				2,079	△ 1,897	182	
	その他の 特 別 職		△ 2,710	181	313	5			△ 2,211	216	△ 1,995	
	計		△ 2,710	181	2,553	5			29	△ 1,604	△ 1,575	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1,507) 12,801	2,068,800	53,523,046	36,628,314	92,220,160	18,097,156	110,317,316	
前 年 度	(1,453) 12,751	1,998,803	53,253,677	42,677,855	97,930,335	17,709,165	115,639,500	
比 較	(54) 50	69,997	269,369	△ 6,049,541	△ 5,710,175	387,991	△ 5,322,184	

()内は、短時間勤務職員 (外数)

区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	特 殊 勤務手当	特 地 勤務手当	へ き 地 当 手	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 当 手	管理職員特別勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	1,218,793	1,605,648	700,020	56,222	1,141,884	58,776	505,363	1,833	47,304	2,267,916	305,151	18,976
前年度	1,247,943	1,607,289	674,560	72,292	1,060,887	62,328	486,449	1,893	44,956	2,264,638	305,412	18,237
比 較	△ 29,150	△ 1,641	25,460	△ 16,070	80,997	△ 3,552	18,914	△ 60	2,348	3,278	△ 261	739
区 分	夜 間 勤務手当	休 日 勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 当 手	義 務 教 育 特 別 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	退 職 手 当	私 服 代 料
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	21,410	9,432	1,012,273	11,959,866	9,542,170	83,384	461,007	32,433	93,897	8,503	5,458,960	17,093
前年度	21,406	5,152	1,019,455	11,870,441	9,117,117	82,591	459,206	33,781	95,041	8,527	12,101,104	17,150
比 較	4	4,280	△ 7,182	89,425	425,053	793	1,801	△ 1,348	△ 1,144	△ 24	△ 6,642,144	△ 57

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	269,369	給与改定に伴う 増 減 分	124,577		給与改定の状況 前年度 給与の改定率 0.2 %
		昇給に伴う 増 加 分	718,400		
		その他の増減分	△ 573,608	人 員 増 分 249,850 新陳代謝等分 △ 823,458	
職員手当	△ 6,049,541	制度改正に伴う 増 減 分	488,255	勤 勉 手 当 488,255	○ 勤勉手当 改定前 改定後 6月支給分 0.95月 1.0月 12月支給分 0.95月 1.0月
		その他の増減分	△ 6,537,796		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労 務 職
令和5年 1月1日 現 在	平均給料 月 額 (円)	333,501	458,005	327,604	314,825	367,775	316,028	359,830	344,489	422,633	326,691	369,571
	平均給与 月 額 (円)	403,701	942,848	369,648	399,689	419,399	405,154	429,687	400,443	453,363	443,205	423,016
	平均年齢 (歳)	43.02	46.83	43.82	37.98	44.98	38.12	45.35	42.94	48.00	37.76	53.95
区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労 務 職
令和4年 1月1日 現 在	平均給料 月 額 (円)	335,931	431,600	308,548	327,975	372,140	311,455	357,897	347,717	431,524	324,188	367,621
	平均給与 月 額 (円)	404,089	901,446	343,776	389,081	428,429	394,966	426,501	403,681	464,694	436,049	417,680
	平均年齢 (歳)	43.32	42.62	43.21	39.94	45.14	37.04	45.43	43.53	49.38	37.60	54.01

イ 初 任 給

区 分	一 般 行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)	教育職(一) (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)	公 安 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	
高 校 卒	160,091									189,712	162,711	
大 学 卒	193,137	278,300	199,283	223,161	210,366	199,182	215,806	215,806	228,601	220,844		
区 分	国 の 制 度											
	行政職(一) (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)				教育職(二) (円)	公安職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	154,600		155,100								178,000	151,900
大 学 卒	185,200	253,600	191,500	216,000	201,400	191,200			220,100	214,900		

ウ 級別職員数

区分	級	一行政般職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研究職		福祉職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公安職		技務能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 5年 1月 1日 現在	1 級	() 359	() 10.3	() 4	() 22.2	() 1	() 2.6	()	()	()	()	() 4	() 8.2	() 148	() 7.3	() 51	() 1.1	() 1	() 12.5	() 243	() 14.6	()	()
	2 級	() 470	() 13.5	() 4	() 22.2	() 4	() 10.5	() 13	() 28.3	(5) 49	(100.0) 25.1	() 17	() 34.7	(4) 1,783	(100.0) 87.3	(145) 3,901	(100.0) 86.6	() 1	() 12.5	() 283	() 17.0	()	()
	特2級													() 5	() 0.2	() 30	() 0.7						
	3 級	(103) 585	(99.0) 16.7	() 8	() 44.5	() 6	() 15.8	() 4	() 8.7	() 109	() 55.9	() 6	() 12.2	() 68	() 3.3	() 277	() 6.2	() 2	() 25.0	() 416	() 24.9	(7)	(100.0)
	4 級	() 656	() 18.8	() 2	() 11.1	() 6	() 15.8	() 7	() 15.2	() 36	() 18.5	() 19	() 38.8	() 38	() 1.9	() 245	() 5.4	() 4	() 50.0	() 381	() 22.8	() 55	() 100.0
	5 級	() 516	() 14.8			() 18	() 47.4	() 18	() 39.1	() 1	() 0.5	() 3	() 6.1					() ()	() ()	() 216	() 12.9		
	6 級	() 743	() 21.3			() 3	() 7.9	() 4	() 8.7			() ()	() ()							() 50	() 3.0		
	7 級	(1) 86	(1.0) 2.5			() ()	() ()	() ()	() ()											() 53	() 3.2		
	8 級	() 57	() 1.6																	() 15	() 0.9		
	9 級	() 18	() 0.5																	() 11	() 0.7		
計	(104) 3,490	(100.0) 100.0	() 18	() 100.0	() 38	() 100.0	() 46	() 100.0	(5) 195	(100.0) 100.0	() 49	() 100.0	(4) 2,042	(100.0) 100.0	(145) 4,504	(100.0) 100.0	() 8	() 100.0	() 1,668	() 100.0	(7) 55	(100.0) 100.0	

区分	級	一 般 職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研 究 職		福 祉 職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公 安 職		技 術 能 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 4年 1月 1日 現在	1 級	() 345	() 9.9	() 6	() 28.6	() 3	() 7.3	()	()	()	()	() 6	() 12.2	() 169	() 7.8	() 89	() 1.9	()	()	() 246	() 14.8	()	()
	2 級	() 452	() 12.9	() 5	() 23.8	() 5	() 12.2	() 9	() 18.8	(7) 44	(100.0) 22.9	() 17	() 34.7	(6) 1,891	(100.0) 86.9	(128) 3,983	(100.0) 86.1	() 2	() 25.0	() 284	() 17.1	()	()
	特2級													() 5	() 0.2	() 30	() 0.7						
	3 級	(98) 574	(99.0) 16.4	() 9	() 42.8	() 5	() 12.2	() 5	() 10.4	() 110	() 57.3	(1) 6	(100.0) 12.2	() 72	() 3.3	() 278	() 6.0	() 3	() 37.5	() 408	() 24.6	(7)	(100.0)
	4 級	() 660	() 18.9	() 1	() 4.8	() 8	() 19.5	() 7	() 14.6	() 38	() 19.8	() 17	() 34.7	() 39	() 1.8	() 246	() 5.3	() 3	() 37.5	() 385	() 23.2	() 67	() 100.0
	5 級	() 505	() 14.4			() 18	() 43.9	() 24	() 50.0	()	()	() 3	() 6.2					()	()	() 213	() 12.8		
	6 級	() 799	() 22.8			() 2	() 4.9	() 3	() 6.2			()	()							() 46	() 2.8		
	7 級	(1) 87	(1.0) 2.5			()	()	()	()											() 54	() 3.2		
	8 級	() 58	() 1.6																	() 14	() 0.8		
	9 級	() 20	() 0.6																	() 11	() 0.7		
	計	(99) 3,500	(100.0) 100.0	() 21	() 100.0	() 41	() 100.0	() 48	() 100.0	(7) 192	(100.0) 100.0	(1) 49	(100.0) 100.0	(6) 2,176	(100.0) 100.0	(128) 4,626	(100.0) 100.0	() 8	() 100.0	() 1,661	() 100.0	(7) 67	(100.0) 100.0

()内は、短時間勤務職員 (外数)

(級別の基準となる職務)

区 分	職務の級	基 準 と な る 職 務 の 内 容
一 般 行 政 職	1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
	3 級	主任の職務
	4 級	主査又は副主査の職務
	5 級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
	6 級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務
	8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
	9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

エ 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	13,066	3,490	4,504	2,042	1,668	55	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,291	2,886	3,479	1,377	1,505	44	
	号給数別内訳	1号給 (人)	399	92	242	50	12	3
		2号給 (人)	220	62	115	21	22	
		3号給 (人)	590	141	321	70	58	
		4号給 (人)	5,871	1,876	2,090	864	1,007	34
		5号給 (人)	1,135	269	572	289	2	3
		6号給 (人)	902	362	137	81	318	4
		7号給 (人)	6	3		1	2	
		8号給 (人)	168	81	2	1	84	
比 率 (B) / (A) (%)	71.1	82.7	77.2	67.4	90.2	80.0		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,999	3,500	4,626	2,176	1,661	67	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,295	2,881	3,427	1,443	1,493	51	
	号給数別内訳	1号給 (人)	414	89	230	72	20	3
		2号給 (人)	227	68	98	25	34	2
		3号給 (人)	537	144	277	68	48	
		4号給 (人)	5,884	1,862	2,079	912	992	39
		5号給 (人)	1,147	256	590	291	3	7
		6号給 (人)	902	367	149	75	311	
		7号給 (人)	64	63			1	
		8号給 (人)	120	32	4		84	
比 率 (B) / (A) (%)	71.5	82.3	74.1	66.3	89.9	76.1		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.150) 2.200	(1.150) 2.200	(2.300) 4.400	有	
前 年 度	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.250) 4.300	有	
国 の 制 度	(1.150) 2.200	(1.150) 2.200	(2.300) 4.400	有	

()内は、再任用職員

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (3%~45%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。

キ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	県 下 全 域	東 京 都 特 別 区	大 阪 市	さいたま市、八王子市、府中市	柏市、静岡市	その他(医師)
支 給 率 (%)	2.75	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	12,741	32	4	3	2	19
国の指定基準に基づく支給率(%)	(甲府市) 6.0	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0

給 与 費 明 細

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.9	0.2	0.7	1.5	2.5	0.8
支給対象職員の比率(%) (5年1月1日現在)	33.0	10.1	31.0	42.8	79.2	34.6
代表的な特殊勤務手当の名称	医師診療実験従事手当 社会福祉業務従事手当 保健衛生業務従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 警ら手当 夜間特殊作業手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容					
扶養手当	同 じ						
住居手当	同 じ						
通勤手当	異 なる			国	本 県		
		交通機関	全額支給限度額	55,000円	55,000円		
			上記金額を超える場合の½加算額		55,000円を超える部分½加算		
			最高支給限度額	55,000円			
		交通用具使用			<自転車>	<二輪車(自転車を除く)>	<四輪車>
			5 km 未 満	2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 3,000円
			5 km 以上 10 km 未 満	4,200円	・片道5km以上 4,200円	・片道5km以上(上限60km)は、5km毎の距離区分に応じ、二輪車の距離区分に対応する四輪車の最低の手当額を適用 (例) 片道5km以上10km未満の手当額 = 四輪車の片道5kmの手当額	・片道5km以上(上限81km)は、2km毎の距離区分に応じ、次の算定方法により算出 (例) 片道5km以上7km未満 6km×(定額) (定額)=1kmに要する費用×通勤回数×2
		併用者	全額支給限度額	55,000円	交通機関利用部分、交通用具使用部分のそれぞれについて、上記算定方法により算出した額を合算した額		
			上記金額を超える場合の½加算額				
			最高支給限度額	55,000円			
高速道路等利用		(国) 高速道路等利用料金の½を支給(上限20,000円) (県) 高速道路等利用料金の½を支給(上限無し)					
駐車場利用		(国) 無し (県) 月当たりの駐車利用料金の½を支給(上限3,000円)					

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの支出(見込)額		令和5年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
国立大学法人山梨大学と感染症寄附講座の設置について協定を締結	100,000			令和5年度から 令和8年度まで	100,000	繰入金 100,000
流通備蓄衛生物資の管理について委託契約を締結	35,924			令和6年度から 令和8年度まで	35,924	県 費 35,924
緑が丘スポーツ公園の管理について協定を締結	300,908	令和3年度から 令和4年度まで	150,131	令和5年度から 令和6年度まで	149,848	県 費 149,848
緑が丘スポーツ公園の管理について変更協定を締結	13,016			令和5年度から 令和6年度まで	13,016	県 費 13,016
飯田野球場の管理について協定を締結	30,998			令和5年度から 令和8年度まで	30,998	県 費 30,998
八代射撃場の管理について協定を締結	21,814			令和5年度から 令和8年度まで	21,814	県 費 21,814
やまなし地域づくり交流センターの管理について協定を締結	125,583	令和4年度中	41,861	令和5年度から 令和6年度まで	83,722	県 費 83,722
やまなし地域づくり交流センターの管理について変更協定を締結	6,788			令和5年度から 令和6年度まで	6,788	県 費 6,788
大村智人材育成基金若者海外留学体験人材育成事業に係る留学費用の補助対象者に対し助成を決定	6,250			令和5年度から 令和7年度まで	6,250	繰入金 4,095 県 費 2,155

甲府市の酒折駅バリアフリー化設備整備事業に対し助成	19,667	令和4年度中		令和5年度から 令和6年度まで	19,667	県費	19,667
男女共同参画推進センターの管理について協定を締結	381,989			令和5年度から 令和8年度まで	381,989	県費	381,989
令和5年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証	5,998,156 千円 を限度として貸付けた場合の元 利金（遅延利息 を含む。）に相 当する額			令和5年度から 令和6年度まで	5,998,156 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金（遅延利息 を含む。）に相 当する額	県費	
リニア見学センターの管理について協定を締結	163,916			令和5年度から 令和8年度まで	163,916	県費	163,916
リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業について委託契約を締結	14,000			令和5年度から 令和6年度まで	14,000	国庫支出金 県費	7,000 7,000
企業等の最先端技術、新製品の 実証実験（リニアやまなしビジョン 実証実験サポート事業）に対し助 成	45,000			令和5年度から 令和6年度まで	45,000	国庫支出金 県費	22,500 22,500
庁内託児所の運営について委託契 約を締結	19,016			令和5年度から 令和7年度まで	19,016	諸収入 県費	1,440 17,576
新税務システム機器等の賃借につ いて契約を締結	84,357	令和元年度から 令和4年度まで	58,129	令和5年度から 令和6年度まで	24,913	県費	24,913
新税務システム機器等の賃借につ いて変更契約を締結	1,385	令和2年度から 令和4年度まで	923	令和5年度から 令和6年度まで	462	県費	462
自動車税納税通知書の印刷等につ いて委託契約を締結	8,718			令和5年度から 令和6年度まで	8,718	諸収入 県費	500 8,218

防災新館整備等事業（P F I 事業）について契約を締結	20,000,000	平成22年度から令和4年度まで	10,155,848	令和5年度から令和9年度まで	2,656,528,093 円に金利及び物価の変動による増減額を加算した額	県 費	
防災新館整備等事業（P F I 事業）について変更契約を締結	114,140	平成26年度から令和4年度まで	73,759	令和5年度から令和9年度まで	40,381	県 費	40,381
防災新館整備等事業（P F I 事業）について変更契約を締結	43,818	令和2年度から令和4年度まで	16,585	令和5年度から令和9年度まで	27,233	県 費	27,233
県庁舎のL E D照明機器について賃貸借契約を締結	333,551	令和3年度から令和4年度まで	2,154	令和5年度から令和14年度まで	256,322	県 費	256,322
甲府地方裁判所令和3年（ワ）第111号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	令和3年度から令和4年度まで		令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	県 費	

<p>県立考古博物館所蔵の縄文土器の買戻しによる損害賠償金支払請求について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和3年度から令和4年度まで</p>		<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>令和3年8月11日付で通知された住民監査請求の監査結果を不服として提起される住民訴訟について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法</p>	<p>令和3年度から令和4年度まで</p>	<p>81</p>	<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法</p>	<p>県費</p>

	に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手を除した額と同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内				に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手を除した額と同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	
令和3年8月25日付けで通知された住民監査請求の監査結果を不服として提起される住民訴訟について訴訟代理委任契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するため費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手を除した額と同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	令和3年度から令和4年度まで	49	令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するため費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手を除した額と同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	県費

<p>甲府地方裁判所令和3年(ワ)第30号貸付金返還請求事件の判決を不服として提起される控訴事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和3年度から令和4年度まで</p>	<p>24</p>	<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和4年(ワ)第96号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度中</p>		<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>甲府簡易裁判所令和4年(ハ)第55号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度中</p>		<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府簡易裁判所令和3年(ハ)第382号未払賃金請求事件の判決を不服として提起される控訴事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度中</p>		<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>甲府地方裁判所令和4年(ワ)第329号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度中</p>		<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和4年(行ウ)第6号運転免許取消処分等取消請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度中</p>		<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>甲府地方裁判所令和3年(ワ)第71号債務不存在等確認請求事件及び甲府地方裁判所令和3年(ワ)第238号損害賠償等請求反訴事件の判決を不服として提起する控訴事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び訴訟代理委任契約事件において県が確保した経済的利益の額を基礎として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度中</p>		<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び訴訟代理委任契約事件において県が確保した経済的利益の額を基礎として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>静岡県静岡市清水区内の県有地の建物等収去及び土地明渡し並びに不法行為による損害賠償金等の支払いの請求について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び</p>	<p>令和4年度中</p>		<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び</p>	<p>県費</p>

	1,000 千円（経 済的利益が確保 できない場合は 500 千円）に同 額の消費税及び 地方消費税を加 えた額の範囲内				1,000 千円（経 済的利益が確保 できない場合は 500 千円）に同 額の消費税及び 地方消費税を加 えた額の範囲内		
統合宛名システムの更新及び保守 について委託契約を締結	69,737	令和 4 年度 中		令和 5 年度から 令和 7 年度まで	36,520	県 費	36,520
第 4 期統合サーバのサービス提供 について委託契約を締結	545,052			令和 5 年度から 令和 9 年度まで	210,461	諸収入 県 費	5,805 204,656
新財務会計システムの構築につい て委託契約を締結	725,167			令和 5 年度から 令和 7 年度まで	725,167	県 費	725,167
防災安全センターの管理について 協定を締結	55,256			令和 5 年度から 令和 8 年度まで	55,256	県 費	55,256
青い鳥老人ホームの管理について 協定を締結	647,572	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	272,772	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	324,892	負担金 県 費	288,856 36,036
聴覚障害者情報センターの管理に ついて協定を締結	136,856			令和 5 年度から 令和 8 年度まで	136,856	国庫支出金 県 費	66,208 70,648
あけぼの医療福祉センター成人寮 の管理について変更協定を締結	7,532			令和 5 年度から 令和 6 年度まで	7,532	県 費	7,532
育精福祉センター成人寮の管理に ついて変更協定を締結	23,676			令和 5 年度から 令和 7 年度まで	23,676	県 費	23,676
あゆみの家の管理について変更協 定を締結	231			令和 5 年度から 令和 7 年度まで	231	県 費	231
育精福祉センター児童寮の管理に ついて協定を締結	531,849	令和 4 年度 中	145,304	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	386,545	県 費	386,545

育精福祉センター児童寮の管理について変更協定を締結	17,337			令和5年度から令和7年度まで	17,337	県費	17,337
令和元年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結	315,000	令和2年度から令和4年度まで	143,880	令和5年度から令和6年度まで	68,760	県費	68,760
同上 (令和2年度)	420,000	令和3年度から令和4年度まで	122,610	令和5年度から令和7年度まで	182,520	繰入金	182,520
同上 (令和3年度)	420,000	令和4年度中	70,500	令和5年度から令和8年度まで	263,700	繰入金 県費	243,360 20,340
同上 (令和4年度)	420,000			令和5年度から令和9年度まで	420,000	繰入金 県費	304,200 115,800
同上 (令和5年度)	404,400			令和6年度から令和10年度まで	404,400	繰入金 県費	288,600 115,800
令和4年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結	23,100	令和4年度中	5,500	令和5年度から令和7年度まで	9,900	県費	9,900
同上 (令和5年度)	23,100			令和6年度から令和8年度まで	23,100	県費	23,100
令和3年度に看護職員修学資金について貸付けを決定	120,564	令和4年度中	41,583	令和5年度から令和6年度まで	78,981	県費	78,981
同上 (令和4年度)	120,564			令和5年度から令和7年度まで	120,564	県費	120,564
同上 (令和5年度)	120,564			令和6年度から令和8年度まで	120,564	県費	120,564
令和4年度に医療機関の短時間正規職員勤務制度導入に伴う職員の雇用等に対し助成	75,600			令和5年度から令和6年度まで	75,600	繰入金	75,600

同上 (令和5年度)	75,600			令和6年度から 令和7年度まで	75,600	繰入金	75,600
令和6年度に公立大学法人山梨県立大学が開講する感染管理認定看護師教育課程への看護師派遣に伴う受講料等に対し助成	28,000			令和6年度	28,000	繰入金	28,000
愛宕山こどもの国の管理について協定を締結	353,801			令和5年度から 令和8年度まで	353,801	県費	353,801
武田の杜保健休養林の管理について協定を締結	176,532			令和5年度から 令和8年度まで	176,532	県費	176,532
森林公園金川の森の管理について協定を締結	299,580			令和5年度から 令和8年度まで	299,580	県費	299,580
令和5年度に銀行その他の金融機関が公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	423,428千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額			令和5年度から 令和6年度まで	423,428千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費	
八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理について協定を締結	156,972			令和5年度から 令和8年度まで	156,972	県費	156,972
産業展示交流館アイメッセ山梨の管理について協定を締結	153,151			令和5年度から 令和8年度まで	153,151	県費	153,151
韮崎市土地開発公社の工業団地造成に係る基盤整備に対し助成	462,425			令和5年度から 令和6年度まで	462,425	県費	462,425

<p>山梨県信用保証協会が、平成19年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資</p>	<p>平成22年度から令和4年度まで</p>		<p>令和5年度から令和6年度まで</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資</p>	<p>県 費</p>
---	--	------------------------	--	-----------------------	--	------------

	<p>した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあっては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以</p>				<p>した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあっては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内				内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内	
山梨県信用保証協会が、平成20年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,400,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は原	平成22年度から令和4年度まで		令和5年度から令和7年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,400,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は原	県費

	<p>材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成21年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変</p>	<p>平成21年度から令和4年度まで</p>		<p>令和5年度から令和8年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変</p>	<p>県 費</p>

	<p>動対策融資として総額 23,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び小 規模企業サポ ート融資として総 額 2,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（経済変 動対策融資にあ っては経営安定 関連保証又は緊 急保証により債 務保証した場合 を除く。また、 責任共有制度の 対象外として債 務保証した場合 に限る。）を行 ったことによっ て生じた代位弁 済額から、中小 企業信用保険法 第5条の規定に より支払いを受 けた保険金の額 を控除した額の うち、資金繰り 支援借換融資に</p>				<p>動対策融資とし て総額 23,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び小 規模企業サポ ート融資として総 額 2,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（経済変 動対策融資にあ っては経営安定 関連保証又は緊 急保証により債 務保証した場合 を除く。また、 責任共有制度の 対象外として債 務保証した場合 に限る。）を行 ったことによっ て生じた代位弁 済額から、中小 企業信用保険法 第5条の規定に より支払いを受 けた保険金の額 を控除した額の うち、資金繰り 支援借換融資に</p>	
--	--	--	--	--	---	--

	係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成22年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証	平成22年度から令和4年度まで		令和5年度から令和9年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証	県 費

	により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことにより生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことにより生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成23年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資とし	平成23年度から令和4年度まで		令和5年度から令和10年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資とし	県費

	<p>て総額 15,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び小 規模企業サポー ト融資として総 額 2,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（経済変 動対策融資にあ っては経営安定 関連保証により 債務保証した場 合を除く。また、 責任共有制度の 対象外として債 務保証した場合 に限る。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額のうち、 資金繰り支 援借換融資に係 るものについて は60%以内、経</p>				<p>て総額 15,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び小 規模企業サポー ト融資として総 額 2,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（経済変 動対策融資にあ っては経営安定 関連保証により 債務保証した場 合を除く。また、 責任共有制度の 対象外として債 務保証した場合 に限る。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額のうち、 資金繰り支 援借換融資に係 るものについて は60%以内、経</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成24年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融</p>	<p>平成24年度から令和4年度まで</p>		<p>令和5年度から令和11年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融</p>	<p>県 費</p>

	<p>資として総額 200,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう ち、資金繰り支 援借換融資及び 雇用促進等支援 融資に係るもの</p>				<p>資として総額 200,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう ち、資金繰り支 援借換融資及び 雇用促進等支援 融資に係るもの</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	については60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				については60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成25年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用	平成25年度から令和4年度まで		令和5年度から令和12年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用	県 費

	<p>促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80</p>				<p>促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成26年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、	平成26年度から令和4年度まで		令和5年度から令和13年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、	県 費

	<p>山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支</p>				<p>山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	援融資に係るものについては65%以内				援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成27年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第	平成27年度から令和4年度まで		令和5年度から令和14年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第	県費

	5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成28年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資	平成28年度から令和4年度まで		令和5年度から令和15年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資	県 費

	<p>した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るも</p>				<p>した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るも</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	のについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				のについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成29年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務	平成29年度から令和4年度まで		令和5年度から令和16年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務	県 費

	保証した場合を除く。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				保証した場合を除く。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成30年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円	平成30年度から令和4年度まで		令和5年度から令和17年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円	県費

<p>受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定によ</p>				<p>の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定によ</p>	
--------------------------	---	--	--	--	---	--

	り支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				り支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和元年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保	令和元年度から令和4年度まで		令和5年度から令和18年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保	県 費

	<p>証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65</p>				<p>証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	%以内				%以内	
山梨県信用保証協会が、令和2年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱	令和2年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和19年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱	県 費

	<p>(20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用された場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5</p>				<p>(20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用された場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に限る。）を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に限る。）を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和3年度に債務保証する経済変動対策融	金融機関が、経済変動対策融資	令和3年度から令和4年度まで		令和5年度から令和20年度まで	金融機関が、経済変動対策融資	県 費

<p>資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>として総額 50,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、起業 家支援融資とし て総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金、事業 承継支援融資と して総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（事業承 継支援融資につ いては、事業承 継特別保証制度 要綱（20191217 中庁第4号、令 和元年12月25日 制定）第10項た</p>				<p>として総額 50,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、起業 家支援融資とし て総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金、事業 承継支援融資と して総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資 した資金、小規 模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（事業承 継支援融資につ いては、事業承 継特別保証制度 要綱（20191217 中庁第4号、令 和元年12月25日 制定）第10項た</p>	
---	--	--	--	--	--	--

	<p>だし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領(20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定)第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若</p>				<p>だし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領(20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定)第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(た</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に限る。）を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融</p>				<p>しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に限る。）を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	については65%以内				については65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和4年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資し	令和4年度中		令和5年度から令和21年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資し	県費

	<p>た資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定によ</p>				<p>た資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定によ</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>り支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小</p>				<p>り支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したのものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に信用保証協会</p>				<p>規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したのものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に信用保証協会</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。)、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内(ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。)</p>				<p>が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。)、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内(ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。)</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、令和5年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポ</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資</p>			<p>令和5年度から令和22年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資</p>	<p>県費</p>

<p>ート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 22,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁</p>				<p>した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 22,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁</p>	
---	--	--	--	--	--	--

	<p>第4号、令和元年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領(20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定)第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについて</p>				<p>第4号、令和元年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領(20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定)第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについて</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>は75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範</p>				<p>は75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p> 囲内の額を借り換えた場合に限る。) であって事業再生計画実施関連保証を付したのについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。) </p>				<p> 囲内の額を借り換えた場合に限る。) であって事業再生計画実施関連保証を付したのについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。) </p>	
--	--	--	--	--	--	--

令和3年度融資に係る経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）の利子補給	融資限度額 60,000千円の 年1.4%			令和5年度から 令和6年度まで	融資残額の年 1.4%	国庫支出金	
令和3年度融資に係る経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）の利子補給に伴う支払業務について委託契約を締結	3,756	令和4年度中	1,252	令和5年度から 令和6年度まで	2,504	国庫支出金	2,504
令和3年度融資に係る新型コロナウイルス感染症関連借換融資の利子補給	融資限度額 10,000千円の 年2.1%			令和5年度から 令和6年度まで	融資残額の年 2.1%	県費	
同上 (令和4年度)	融資限度額 10,000千円の 年2.1%			令和5年度から 令和7年度まで	融資残額の年 2.1%	県費	
中小企業人材開発センターの管理について協定を締結	54,658	令和3年度から 令和4年度まで	26,087	令和5年度から 令和6年度まで	27,407	県費	27,407
中小企業人材開発センターの管理について変更協定を締結	2,990			令和5年度から 令和6年度まで	2,990	県費	2,990
平成30年度にものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定	32,610	平成30年度から 令和4年度まで	8,414	令和5年度から 令和10年度まで	24,196	繰入金	24,196
同上 (令和元年度)	47,098	令和元年度から 令和4年度まで	3,312	令和5年度から 令和11年度まで	43,786	繰入金	43,786
同上 (令和2年度)	49,296	令和2年度から 令和4年度まで	4,086	令和5年度から 令和12年度まで	45,210	繰入金	45,210
同上 (令和3年度)	46,788	令和3年度から 令和4年度まで	1,623	令和5年度から 令和13年度まで	45,165	繰入金	45,165
同上 (令和4年度)	43,796	令和4年度中		令和5年度から 令和14年度まで	43,796	繰入金	43,796

同上 (令和5年度)	57,146			令和5年度から 令和15年度まで	57,146	繰入金	57,146
令和4年度に緊急離転職者訓練事業(介護福祉士養成コース等)について委託契約を締結	53,561			令和5年度から 令和6年度まで	53,561	国庫支出金	53,561
同上 (令和5年度)	54,197			令和6年度から 令和7年度まで	54,197	国庫支出金	54,197
富士山世界遺産センターの管理について協定を締結	294,696			令和5年度から 令和8年度まで	294,696	県費	294,696
富士北麓駐車場の管理について協定を締結	127,803			令和5年度から 令和8年度まで	127,803	使用料 諸収入	90,219 37,584
県民文化ホールの管理について協定を締結	903,340			令和5年度から 令和8年度まで	903,340	県費	903,340
令和4年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	253,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	令和4年度中		令和5年度から 令和14年度まで	253,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費	
同上 (令和5年度)	247,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額			令和5年度から 令和15年度まで	247,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費	
平成19年度融資に係る農業近代化資金の利子補給	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成20年度から 令和4年度まで	572	令和5年度から 令和9年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費	

同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成21年度から 令和4年度まで	5,411	令和5年度から 令和10年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成24年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成25年度から 令和4年度まで	3,462	令和5年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成25年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成26年度から 令和4年度まで	3,148	令和5年度から 令和15年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成26年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成27年度から 令和4年度まで	2,689	令和5年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成27年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成28年度から 令和4年度まで	12,498	令和5年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成28年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成29年度から 令和4年度まで	9,328	令和5年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成29年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成30年度から 令和4年度まで	11,940	令和5年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和元年度から 令和4年度まで	40,734	令和5年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成元年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和2年度から 令和4年度まで	10,731	令和5年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和2年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和3年度から 令和4年度まで	7,396	令和5年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費

同上 (令和3年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和4年度中	8,051	令和5年度から 令和23年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和4年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内			令和5年度から 令和24年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和5年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内			令和6年度から 令和25年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
令和4年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和5年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (令和5年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和6年度から 令和15年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
令和4年度融資に係る農村住宅資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和5年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和5年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和6年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和4年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和5年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和5年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和6年度から 令和15年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和4年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和5年度から 令和29年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費

同上 (令和5年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和6年度から 令和30年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
平成11年度融資に係る農業経営基 盤強化資金の利子補助	融資限度額 1,500,000千円 の年0.55%以内	平成12年度から 令和4年度まで	13,897	令和5年度から 令和6年度まで	融資残額の年 0.55%以内	県費
同上 (平成15年度)	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成16年度から 令和4年度まで	6,383	令和5年度から 令和10年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成16年度)	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成17年度から 令和4年度まで	1,420	令和5年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成17年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成18年度から 令和4年度まで	2,622	令和5年度から 令和12年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成18年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成19年度から 令和4年度まで	704	令和5年度から 令和13年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成20年度から 令和4年度まで	2,227	令和5年度から 令和14年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成21年度から 令和4年度まで	4,785	令和5年度から 令和15年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成22年度から 令和4年度まで	4,969	令和5年度から 令和16年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
令和4年度融資に係る農業経営負 担軽減支援資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.95%以内			令和5年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費

同上 (令和5年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.95%以内			令和6年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費	
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する償還円滑化緊急借換資金の利子補助	融資限度額 550,000千円の 年1.0%以内	平成26年度から 令和4年度まで	3,599	令和5年度から 令和11年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する農業施設復旧支援対策資金の利子補助	融資限度額 17,300,000千円の 年1.0%以内	平成26年度から 令和4年度まで	26,289	令和5年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
同上 (平成27年度)	融資限度額 9,700,000千円の 年1.0%以内	平成27年度から 令和4年度まで	44,748	令和5年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する被災農業者リスクジュール資金の利子補助	融資限度額 350,000千円の 年1.0%以内	平成26年度から 令和4年度まで	5,232	令和5年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
まきば公園の管理について協定を締結	72,217			令和5年度から 令和8年度まで	72,217	県費	72,217
八ヶ岳牧場の管理について協定を締結	758,513	令和3年度から 令和4年度まで	383,279	令和5年度から 令和6年度まで	372,792	財産収入 諸収入 県費	73,210 6,948 292,634
八ヶ岳牧場の管理について変更協定を締結	6,300			令和5年度から 令和6年度まで	6,300	県費	6,300
令和4年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給	融資限度額 18,000千円の 年0.43%以内			令和5年度から 令和19年度まで	融資残額の年 0.43%以内	県費	
同上 (令和5年度)	融資限度額 18,000千円の 年0.43%以内			令和6年度から 令和20年度まで	融資残額の年 0.43%以内	県費	

令和4年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給	融資限度額 256,000千円の 年0.24%以内			令和5年度から 令和29年度まで	融資残額の年 0.24%以内	県費	
同上 (令和5年度)	融資限度額 317,000千円の 年0.23%以内			令和6年度から 令和30年度まで	融資残額の年 0.23%以内	県費	
令和4年度融資に係る家畜疾病経営維持資金の利子補給	融資限度額 320,000千円の 年0.919%以内			令和5年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.919%以内	県費	
同上 (令和5年度)	融資限度額 180,000千円の 年0.919%以内			令和6年度から 令和12年度まで	融資残額の年 0.919%以内	県費	
富士湧水の里水族館の管理について協定を締結	160,076			令和5年度から 令和8年度まで	160,076	県費	160,076
フラワーセンターの管理について協定を締結	45,932			令和5年度から 令和8年度まで	45,932	県費	45,932
平成27年度に銀行その他の金融機関が山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	8,804,590千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	平成27年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和6年度まで	8,804,590千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費	
同上 (平成28年度)	9,012,937千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	平成28年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和7年度まで	9,012,937千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費	

同上 (平成29年度)	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成29年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和8年度まで	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (平成30年度)	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成30年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和9年度まで	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (令和元年度)	7,005,251 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	令和元年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和10年度まで	7,005,251 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (令和2年度)	6,999,177 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	令和2年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和11年度まで	6,999,177 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (令和3年度)	6,992,933 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	令和3年度から 令和4年度まで		令和5年度から 令和12年度まで	6,992,933 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費

同上 (令和4年度)	6,986,516千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	令和4年度中		令和5年度から 令和13年度まで	6,986,516千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (令和5年度)	6,979,919千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額			令和5年度から 令和14年度まで	6,979,919千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
一般国道137号道路改良工事(笛 吹市)の設計業務について委託契 約を締結	100,000			令和6年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
一般国道140号道路改良工事(笛 吹市)について請負契約を締結	100,000			令和6年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
一般国道140号道路改良工事4工 区(笛吹市)について用地取得及 び物件移転補償契約を締結	2,000,000			令和5年度から 令和6年度まで	2,000,000	国庫支出金 1,100,000 県債 810,000 県費 90,000
一般国道140号道路改良工事5工 区(笛吹市)について用地取得及 び物件移転補償契約を締結	2,000,000			令和6年度から 令和7年度まで	2,000,000	国庫支出金 1,100,000 県債 810,000 県費 90,000
一般国道140号道路改良工事(甲 府市)について請負契約を締結	350,000			令和5年度から 令和6年度まで	350,000	国庫支出金 192,500 県債 141,000 県費 16,500
一般国道139号上和田2号トンネ ル(仮称)新設工事2工区(大月 市)について請負契約を締結	1,150,000			令和5年度から 令和6年度まで	1,150,000	国庫支出金 689,425 県債 414,000 県費 46,575

一般国道411号一之瀬高橋2号トンネル(仮称)新設工事(甲州市)について請負契約を締結	1,950,000			令和6年度から 令和7年度まで	1,950,000	国庫支出金 1,190,475 県債 683,000 県費 76,525
一般国道413号道志1号トンネル(仮称)新設工事2工区(南都留郡道志村)について請負契約を締結	1,200,000			令和5年度から 令和6年度まで	1,200,000	国庫支出金 654,000 県債 491,000 県費 55,000
主要地方道茅野北杜葦崎線道路改良工事(葦崎市)について請負契約を締結	200,000			令和6年度	200,000	国庫支出金 111,000 県債 80,000 県費 9,000
主要地方道葦崎増富線江草大渡トンネル(仮称)新設工事(北杜市)について請負契約を締結	100,000			令和6年度	100,000	国庫支出金 55,500 県債 40,000 県費 4,500
主要地方道葦崎昇仙峡線道路改良工事(葦崎市)について請負契約を締結	60,000			令和6年度	60,000	国庫支出金 36,630 県債 21,000 県費 2,370
主要地方道笛吹市川三郷線道路改良工事(西八代郡市川三郷町)について請負契約を締結	300,000			令和6年度	300,000	国庫支出金 166,500 県債 120,000 県費 13,500
一般県道甘利山公園線道路改良工事(葦崎市)について請負契約を締結	60,000			令和6年度	60,000	国庫支出金 33,000 県債 24,000 県費 3,000
一般県道休息山梨線道路改良工事(甲州市)について請負契約を締結	50,000			令和6年度	50,000	国庫支出金 27,750 県債 20,000 県費 2,250
一般国道140号落合2号橋(仮称)上部工事(甲府市)について請負契約を締結	700,000			令和5年度から 令和6年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000

一般国道140号落合4号橋（仮称）下部工事2工区（甲府市）について請負契約を締結	450,000			令和5年度から 令和6年度まで	450,000	国庫支出金 247,500 県債 182,000 県費 20,500
一般国道140号落合4号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	900,000			令和6年度から 令和7年度まで	900,000	国庫支出金 495,000 県債 364,000 県費 41,000
一般国道140号落合5号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結	450,000			令和5年度から 令和6年度まで	450,000	国庫支出金 247,500 県債 182,000 県費 20,500
一般国道140号落合5号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	1,100,000			令和6年度から 令和7年度まで	1,100,000	国庫支出金 605,000 県債 445,000 県費 50,000
一般国道140号落合6号橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	800,000			令和5年度から 令和6年度まで	800,000	国庫支出金 440,000 県債 324,000 県費 36,000
一般国道140号渋川第一橋（仮称）下部工事2工区（甲府市）について請負契約を締結	700,000			令和5年度から 令和6年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000
一般国道140号渋川第一橋（仮称）下部工事3工区（甲府市）について請負契約を締結	500,000			令和5年度から 令和6年度まで	500,000	国庫支出金 275,000 県債 202,000 県費 23,000
主要地方道市川三郷富士川線富士橋旧橋撤去工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結	150,000			令和6年度	150,000	国庫支出金 82,500 県債 60,000 県費 7,500
主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ橋上部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結	700,000			令和6年度から 令和7年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000

主要地方道甲府昇仙峡線櫻橋下部 工事（甲府市、甲斐市）について 請負契約を締結	100,000			令和6年度	100,000	国庫支出金 55,500 県債 40,000 県費 4,500
一般県道中下条甲府線長松寺橋下 部工事（甲府市）について請負契 約を締結	150,000			令和6年度	150,000	国庫支出金 82,500 県債 60,000 県費 7,500
一般県道横手日野春停車場線駒城 橋下部工事（北杜市）について請 負契約を締結	350,000			令和6年度	350,000	国庫支出金 192,500 県債 141,000 県費 16,500
一般県道天神平甲府線西沢橋新設 工事（甲府市）について請負契約 を締結	100,000			令和6年度	100,000	国庫支出金 55,500 県債 40,000 県費 4,500
一般県道休息山梨線清水橋旧橋撤 去工事（甲州市）について請負契 約を締結	50,000			令和6年度	50,000	国庫支出金 27,750 県債 20,000 県費 2,250
一般国道137号電線共同溝工事 （南都留郡富士河口湖町）につい て請負契約を締結	50,000			令和6年度	50,000	国庫支出金 27,500 県債 20,000 県費 2,500
一般国道139号電線共同溝工事1 工区（富士吉田市）について物件 移転補償契約を締結	18,000			令和6年度	18,000	国庫支出金 10,989 県債 6,000 県費 1,011
一般国道139号電線共同溝工事2 工区（富士吉田市）について物件 移転補償契約を締結	30,000			令和6年度	30,000	国庫支出金 18,315 県債 10,000 県費 1,685
主要地方道甲府南アルプス線電線 共同溝工事（甲斐市）について請 負契約を締結	150,000			令和6年度	150,000	国庫支出金 82,500 県債 60,000 県費 7,500

主要地方道甲府韮崎線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結	100,000			令和6年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
主要地方道河口湖精進線電線共同溝工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	50,000			令和6年度	50,000	国庫支出金 27,500 県債 20,000 県費 2,500
一般国道140号西沢大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	150,000			令和6年度	150,000	国庫支出金 91,575 県債 52,000 県費 6,425
一般県道金山大月線昭和橋補修工事（大月市）について請負契約を締結	350,000			令和5年度から 令和6年度まで	350,000	国庫支出金 209,825 県債 126,000 県費 14,175
路面清掃業務について委託契約を締結	505,164			令和5年度から 令和6年度まで	505,164	県費 505,164
一級河川鎌田川基幹河川改修工事7工区（中央市）について請負契約を締結	240,000			令和5年度から 令和6年度まで	240,000	国庫支出金 120,000 県債 108,000 県費 12,000
一級河川濁川基幹河川改修工事2工区（甲府市）について請負契約を締結	130,000			令和5年度から 令和6年度まで	130,000	国庫支出金 65,000 県債 58,000 県費 7,000
一級河川濁川基幹河川改修工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	50,000			令和6年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
一級河川渋川基幹河川改修工事（笛吹市）について請負契約を締結	107,000			令和6年度	107,000	国庫支出金 50,000 諸収入 7,000 県債 45,000 県費 5,000

一級河川高倉川改修工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	60,000			令和6年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000
一級河川桂川改修工事（富士吉田市）について請負契約を締結	100,000			令和6年度	100,000	国庫支出金 72,000 諸収入 20,000 県費 8,000
広瀬ダム取水設備改良工事（山梨市）について請負契約を締結	220,000			令和6年度	220,000	国庫支出金 76,560 諸収入 28,600 県債 103,000 県費 11,840
大門ダム観測・監視設備改良工事（北杜市）について請負契約を締結	160,000			令和6年度	160,000	国庫支出金 58,688 諸収入 13,280 県債 79,000 県費 9,032
深城ダム取水放流設備改良工事（大月市）について請負契約を締結	100,000			令和6年度	100,000	国庫支出金 35,480 諸収入 11,300 県債 47,000 県費 6,220
富士川水系漆川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結	40,000			令和6年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000
富士川水系湯沢川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	40,000			令和6年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000
富士川水系身延川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	40,000			令和6年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000

相模川水系糠蒔沢通常砂防工事 (都留市) について請負契約を締結	50,000			令和6年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
相模川水系小沢川通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	30,000			令和6年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
相模川水系テントウ沢通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結	30,000			令和6年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
富士川水系菅口沢火山砂防工事 (甲斐市) について請負契約を締結	30,000			令和6年度	30,000	国庫支出金 16,500 県債 12,000 県費 1,500
中村地区急傾斜地崩壊対策工事 (大月市) について請負契約を締結	40,000			令和6年度	40,000	負担金 2,000 国庫支出金 19,000 県債 17,000 県費 2,000
小田船原地区急傾斜地崩壊対策工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結	50,000			令和6年度	50,000	負担金 5,000 国庫支出金 22,500 県債 20,000 県費 2,500
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道路改良工事 (甲府市) について請負契約を締結	160,000			令和6年度	160,000	国庫支出金 88,000 県債 64,000 県費 8,000
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転補償契約を締結	120,000			令和6年度	120,000	国庫支出金 66,000 県債 48,000 県費 6,000

小瀬スポーツ公園の管理について協定を締結	2,080,112			令和5年度から 令和8年度まで	2,080,112	県費	2,080,112
富士北麓公園の管理について協定を締結	371,975			令和5年度から 令和8年度まで	371,975	県費	371,975
御勅使南公園の管理について協定を締結	340,058			令和5年度から 令和8年度まで	340,058	県費	340,058
曾根丘陵公園の管理について協定を締結	259,052			令和5年度から 令和8年度まで	259,052	県費	259,052
富士川クラフトパークの管理について協定を締結	452,164			令和5年度から 令和8年度まで	452,164	県費	452,164
笛吹川フルーツ公園の管理について協定を締結	863,192			令和5年度から 令和8年度まで	863,192	県費	863,192
桂川ウェルネスパークの管理について協定を締結	260,191			令和5年度から 令和8年度まで	260,191	県費	260,191
富士川クラフトパーク橋梁補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	150,000			令和5年度から 令和6年度まで	150,000	国庫支出金 県債 県費	75,000 67,000 8,000
県営住宅（貢川団地及び甲府市外の団地に限る。）の管理について協定を締結	1,360,935	令和4年度中	459,846	令和5年度から 令和6年度まで	901,089	使用料 財産収入 諸収入	899,318 279 1,492
特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（甲府市外の団地に限る。）の管理について協定を締結	36,373	令和4年度中	12,289	令和5年度から 令和6年度まで	24,084	使用料 財産収入 諸収入	24,036 7 41

県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（貢川団地を除く甲府市内の団地に限る。）の管理について協定を締結	362,487	令和 4 年度中	127,347	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	235,140	使用料 諸収入	234,695 445
県営住宅（貢川団地及び甲府市外の団地に限る。）の管理について変更協定を締結	494			令和 5 年度から 令和 6 年度まで	494	使用料	494
特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（甲府市外の団地に限る。）の管理について変更協定を締結	44			令和 5 年度から 令和 6 年度まで	44	使用料	44
県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（貢川団地を除く甲府市内の団地に限る。）の管理について変更協定を締結	168			令和 5 年度から 令和 6 年度まで	168	使用料	168
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結	1,983			令和 6 年度	1,983	使用料	1,983
県営住宅管理システム機器等の賃借について契約を締結	1,008	令和 4 年度中	198	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	792	使用料	792
令和 3 年度小学校教員確保推進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成	25,680			令和 5 年度から 令和15年度まで	25,680	県 費	25,680
同 上 （令和 4 年度）	25,680			令和 5 年度から 令和16年度まで	25,680	県 費	25,680
同 上 （令和 5 年度）	25,680			令和 5 年度から 令和17年度まで	25,680	県 費	25,680

統合型校務支援システムの構築及び運用について委託契約を締結	536,368	令和元年度から令和4年度まで	266,420	令和5年度から令和6年度まで	156,525	県費	156,525
教育情報ネットワークシステム機器等の賃借について契約を締結	1,156,274	令和2年度から令和4年度まで	717,572	令和5年度から令和6年度まで	418,584	県費	418,584
教育情報ネットワークシステムのセキュリティ監視について委託契約を締結	343,225	令和2年度から令和4年度まで	186,738	令和5年度から令和6年度まで	108,931	県費	108,931
Web教務システム機器等の運用及び保守について委託契約を締結	5,556			令和6年度	5,556	県費	5,556
青少年センターの管理について協定を締結	330,078			令和5年度から令和8年度まで	330,078	県費	330,078
科学館の管理について協定を締結	1,253,179			令和5年度から令和8年度まで	1,253,179	県費	1,253,179
県立図書館の管理について協定を締結	377,756	令和3年度から令和4年度まで	193,737	令和5年度から令和6年度まで	177,802	県費	177,802
県立図書館の管理について変更協定を締結	52,892			令和5年度から令和6年度まで	52,892	県費	52,892
八ヶ岳少年自然の家の管理について協定を締結	421,141			令和5年度から令和8年度まで	421,141	県費	421,141
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について契約を締結	237,211	令和元年度から令和4年度まで	152,224	令和5年度から令和6年度まで	70,384	県費	70,384
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について変更契約を締結	4,027	令和2年度から令和4年度まで	2,469	令和5年度から令和6年度まで	1,303	県費	1,303

組織犯罪対策システム機器等の賃借について契約を締結	144,173	令和2年度から令和4年度まで	82,062	令和5年度から令和6年度まで	52,429	県費 52,429
警察本部通信指令システム機器等の賃借について契約を締結	1,118,219	令和2年度から令和4年度まで	519,090	令和5年度から令和7年度まで	519,090	国庫支出金 259,545 県費 259,545

地方債の令和 3 年度末における現在高並びに令和 4 年度末
及び令和 5 年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	令和 3 年度 末 現 在 高	令和 4 年度末 現 在 高 見 込 額	令和 5 年度中増減見込み		令和 5 年度末 現 在 高 見 込 額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普 通 債	554,704,467	563,985,170	56,013,000	39,700,843	580,297,327
(1) 土 木	381,913,947	390,045,965	40,271,000	26,690,793	403,626,172
(2) 農 林 水 産	102,962,714	103,918,754	6,973,000	7,205,289	103,686,465
(3) 教 育	25,877,626	23,236,126	764,000	2,962,675	21,037,451
(4) 公 営 住 宅	8,660,366	8,183,409	692,000	838,272	8,037,137
(5) 社 会 労 働	13,792,754	14,267,641	362,000	778,204	13,851,437
(6) 衛 生	85,559	82,266	479,000	3,293	557,973
(7) 庁 舎	74,976	47,298	142,000	1,702	187,596
(8) そ の 他	21,336,525	24,203,711	6,330,000	1,220,615	29,313,096
2 災 害 復 旧 債	6,669,339	6,733,350	1,176,000	826,788	7,082,562
(1) 土 木	6,584,550	6,617,543	1,127,000	818,987	6,925,556
(2) 農 林 水 産	82,403	114,173	49,000	7,048	156,125
(3) そ の 他	2,386	1,634		753	881
3 そ の 他	377,136,021	354,597,360	3,696,000	26,991,370	331,301,990
(1) 転 貸 債			4,000		4,000
(2) 減 税 補 填 債	1,907,146	1,422,454		414,976	1,007,478
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	332,780,091	313,327,010	2,395,000	22,678,767	293,043,243
(4) 退 職 手 当 債	7,021,320	6,568,000		453,209	6,114,791
(5) 減 収 補 填 債 (特 例 分)	13,387,870	12,701,777		686,093	12,015,684
(6) 病 院 債	22,039,594	20,578,119	1,297,000	2,758,325	19,116,794
合 計	938,509,827	925,315,880	60,885,000	67,519,001	918,681,879

(注) 「起債見込額」には、前年度からの繰越事業に係る見込額 27,540,000 千円を含む。